麻薬及び向精神薬取締法

<麻薬取扱者>

種別	条	項	法令の定め	審査基準
法	2		免許申請 2. 麻薬小売業者:麻薬施用者の麻薬を記載した処方せん(麻薬処方せん)により調剤 された麻薬を譲り渡すことを業とする者	
法	34	2	I.構造設備 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。 前項の保管は、麻薬以外の医薬品(覚醒剤を除く)と区別し、かぎをかけた堅固な設 備内に貯蔵して行わなければならない。	薬局(調剤室)内に麻薬専用の固定された堅固な保管設備(麻薬金庫)を設置すること。
法	3	2 3	 Ⅲ.要件 医薬品医療機器等法に規定する薬局開設者であること。 次の各号に該当する者には、免許を与えないことができる。 (1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (2) 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 (3) 前2号に該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者 (4) 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (5) 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者 (6) 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの 	
則	1 -2		法第3条第3項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
則	1		麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により、麻薬小売業者の免許を受けようとする者は、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第1号様式による申請書に、免許を受けようとする者(免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。)に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医	2. 申請書が法人であるときは登記事項証明書 (発行後6ヶ月以内のもの) 3. 申請者が法人であるときは役員の業務分掌表 4. 業務を行う役員の診断書 (申請日から遡って30日以内に診断を受けていること。)

種別	条	項	法令の定め	審査基準
法	5		免許の有効期間 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月 31日までとする。	
法	2		3. 麻薬施用者:疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付 し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者	
法	34	1 2	I.構造設備 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。 前項の保管は、麻薬以外の医薬品(覚醒剤を除く)と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。	
法	3	2 3	II.要件 医師、歯科医師又は獣医師であること。 次の各号に該当する者には、免許を与えないことができる。 (1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (2) 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 (3) 前2号に該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者 (4) 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (5) 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者 (6) 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	
則	1 -2		法第3条第3項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
則	1			21= = 2 = 1 =

種別	条	項	法令の定め	審査基準
法	5		免許の有効期間 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月 31日までとする。	
法	2		4. 麻薬管理者:麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管 理する者	
法	33	_	麻薬施用者が2人以上従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者を1人置かなければならない。	
法	34	1 2	I. 構造設備 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。 前項の保管は、麻薬以外の医薬品(覚醒剤を除く)と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。	業務所内に麻薬専用の固定された堅固な保管設備(麻薬金庫)を設置すること。
法	3	2 3	II.人的要件 医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師であること。 次の各号に該当する者には、免許を与えないことができる。 (1) 法第51条第 1 項の規定により免許を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者 (2) 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3 年を経過していない者 (3) 前2号に該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から 2 年を経過していない者 (4) 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (5) 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者 (6) 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	
則	1 -2		法第3条第3項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
則	1		麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により、麻薬管理者の免許を受けようと する者は、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第1号様式によ	2. 申請者の診断書(申請日から遡って30日以内に診断を受けていること。) 3. 申請者の医師免許証、歯科医師免許証、獣医師免許証又は薬剤師免許証の原本を

種別	条	項	法令の定め	審査基準
			断書を添えて、これを提出しなければならない。	たその者を持参する場合はこの限りではない。
法	5		免許の有効期間 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月 31日までとする。	
法	2		5. 麻薬研究者:学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、 あへん若しくはけしがらを使用する者	
法	34	_	I.構造設備 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。 前項の保管は、麻薬以外の医薬品(覚せい剤を除く)と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。	業務所内に麻薬専用の固定された堅固な保管設備(麻薬金庫)を設置すること。
法	3	2 3	II.要件 学術研究のため麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用することを必要とする者。 次の各号に該当する者には、免許を与えないことができる。 (1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (2) 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 (3) 前2号に該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者 (4) 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (5) 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者 (6) 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	
則	1 -2		法第3条第3項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
則	1		免許申請手続き 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により、麻薬研究者の免許を受けようと する者は、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第1号様式によ る申請書に、免許を受けようとする者に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けよ うとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診	1. 麻薬研究者免許申請書 2. 申請者の診断書(申請日から遡って30日以内に診断を受けていること。)

種別	条	項	法令の定め	審査基準
			断書を添えて、これを提出しなければならない。	4. 研究計画書(研究者の氏名、研究目的、麻薬の入手先、麻薬の種類等) 5. 研究室のある建物の平面図 6. 研究室内詳細図(保管場所を明示) 7. 保管場所の写真又は立体図(施錠及び固定が確認できるもの)
法	5		免許の有効期間 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月 31日までとする。	